

# 人権問題講師紹介事業 開催の流れ

## 【実施要領】

人権問題講師紹介事業実施要領

## 【流れ】

- ①主催者が原則開催2ヶ月前までに県健康福祉政策課に紹介の申請
- ②県健康福祉政策課が講師に講演の可否を確認
- ③県健康福祉政策課が主催者に紹介の可否を回答（14日以内）  
講演可能な場合は、県健康福祉政策課が主催者及び講師に紹介の決定を通知
- ④主催者と講師の間で詳細について打合せ  
※パソコン、プロジェクター、マイク等の機材の使用を含め、講師と打合せを行い、  
研修会等の準備をしてください。
- ⑤研修会等の開催
- ⑥主催者が講師に謝金等支払い
- ⑦主催者が実施後10日以内に実績を報告

## 【フロー図】

